

農地等地域整備構想策定支援事業	事業主体	市町村	所管課班 農村振興課 地域計画班
		土地改良区	

趣 旨

県営事業について、土地改良法の規定による事業申請者は、土地改良法に携わる関係者の合意に基づき、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにした「農地等地域整備構想」を策定しなければならない。本事業では、地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした「農地等地域整備構想」の策定を助成し、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

「農地等地域整備構想」策定に向けた市町村及び土地改良区の活動を支援する。

農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を目標とする場合は、農地調査に関する活動を支援する。

「農地等地域整備構想」は地域振興に関する各種計画と調和がとれ次の1～3のいずれかの項目及び内容が盛り込まれていることとする。

1 農地整備型

- | | |
|----------|------------|
| ①基本方針 | ④農村活性化実行計画 |
| ②農村活性化目標 | ⑤農地調査等 |
| ③地域の現状 | |

2 土地改良施設整備型

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①施設管理強化に関する事項 | ④土地改良区の統合整備強化に関する事項 |
| ②財務管理強化に関する事項 | ⑤研修・人材教育に関する事項 |
| ③受益農地管理強化に関する事項 | |

3 農地等防災・減災対策型

- | | |
|------------------|------------------|
| ①市町村の概要、災害対策上の課題 | ②今後の防災・減災対策の推進方針 |
| ③防災・減災対策の取組状況 | |

実施要件

- 1 実施地域は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱に定める事業管理計画に位置付けがあるなど、計画的に県営事業の実施が見込まれる地区を含む地域とする。
- 2 農地整備型の実施地域は、数集落を単位とした広がりをもつ地域で、地域づくりについて地域住民の熱意及び意欲が高く、市町村等による支援体制が整備されることが見込まれる地域とする。
- 3 土地改良施設整備型は、地域の課題が明確であり地域整備構想策定による体制強化が見込まれる地域とする。
- 4 農地等防災・減災対策型は、地域の災害対策上の課題が明確であり、地域整備構想策定による防災・減災対策の体制強化が見込まれる地域とする。

事業主体

- 1 農地整備型については、市町村又は土地改良区とする。
- 2 土地改良施設整備型については、土地改良区とする。
- 3 農地等防災・減災対策型については、市町村とする。

補助額

定額

- 1 構想策定支援 1 地区あたり50万円／年以内とする。2カ年の継続を可能とする。
- 2 農地調査活用地区 1 地区あたり60万円／年以内とする。
- 3 1に加えて、2を活用する場合は、1地区あたり110万円／年以内とする。